

アスファルト混合物事前審査要領細則

平成 9年 4月
平成 17年 4月(改定)
平成 20年 2月(改定)
平成 21年 3月(改定)
平成 22年11月(改定)
平成 23年 8月(改定)
平成 23年11月(改定)
平成 24年 2月(改定)
平成 26年 5月(改定)
平成 29年 8月(改定)

目 次

	頁
第1条 目 的	1
第2条 審査対象混合物	1
第3条 事前審査項目	2
第4条 申請混合物	3
第5条 申請方法	3
第6条 原材料の変更および混合所の改築	4
第7条 書類等依頼	4
第8条 立会調査員	4
第9条 立会審査項目	5
第10条 留意事項の通知	5
第11条 立会審査結果の報告	5
第12条 合否判定基準	5
第13条 確認試験内容	7
第14条 更新申請時の確認試験	7
第15条 確認試験の特例	8
第16条 確認試験用混合物の採取	8
第17条 確認試験用供試体の個数	9
第18条 確認試験用供試体の作製方法	9
第19条 確認試験用供試体等の梱包	9
第20条 確認試験用供試体等の封印	10
第21条 確認試験用供試体の試験項目	10
第22条 確認試験用供試体の試験個数	10
第23条 確認試験用供試体の試験方法	10
第24条 確認試験結果の提出	11

(目的)

第1条 本細則は、アスファルト混合物事前審査要領(以下、「要領」という)第2条2項に基づき要領の細部を定めたものである。

(審査対象混合物)

第2条 要領第5条1項一号の細則に定める混合物とは、表-1に示す混合物とする。

表-1 審査対象混合物一覧表(中部地方整備局管内)

使用場所	アスファルト混合物名	最大粒径(mm)	一般混合物				再生混合物			
			標準混合物		特別対策混合物		標準混合物		特別対策混合物	
			50回	75回	50回	75回	50回	75回	50回	75回
上層路盤	アスファルト安定処理混合物	40	V-01				R-01			
	愛知県型スラグ入りアスファルト安定処理混合物	40					Rp-01I			
	名古屋市型アスファルト安定処理混合物	20	V-01N				R-01N			
	名古屋市型スラグ入りアスファルト安定処理混合物	20					Rp-01N			
基層	粗粒度アスファルト混合物	20	V-02	V-02A		V-03A	R-02	R-02A		
	愛知県型スラグ入り粗粒度アスファルト混合物	20					Rp-02I	Rp-02AI		
	名古屋市型スラグ入り粗粒度アスファルト混合物	20					Rp-02N	Rp-02AN		
	名古屋市型粗粒度アスファルト混合物	20								R-03AN5
表層	密粒度アスファルト混合物	20	V-04	V-04A		V-05A	R-04	R-04A		
		13	V-06	V-06A		V-07A	R-06	R-06A		
	愛知県型スラグ入り密粒度アスファルト混合物	20					Rp-04I	Rp-04AI		
		13					Rp-06I			
	名古屋市型スラグ入り密粒度アスファルト混合物	20					Rp-04N	Rp-04AN		
		13					Rp-06N	Rp-06AN		
	名古屋市型密粒度アスファルト混合物	20								R-05AN5
	細粒度アスファルト混合物	13	V-08	V-08A			R-08	R-08A		
	愛知県型スラグ入り細粒度アスファルト混合物	13					Rp-08I			
	密粒度ギャップアスファルト混合物	13	V-09	V-09A	V-17	V-17A	R-09	R-09A		
	開粒度アスファルト混合物	13	V-10	V-10A			R-10	R-10A		
	歩道用透水性アスファルト混合物	13	V-11							
	密粒度アスファルト混合物	20F	V-12				R-12			
		13F	V-14				R-14			
	細粒度アスファルト混合物	13F	V-30				R-30			
	密粒度ギャップアスファルト混合物	13F	V-31				R-31			
	細粒度ギャップアスファルト混合物	13F	V-32				R-32			
	名古屋市型密粒度ギャップアスファルト混合物	20				V-60AN				
	名古屋市型透水性アスファルト混合物	13	V-62N							
	岐阜県型密粒度アスファルト混合物	13	V-63G				R-63G			
岐阜県型密粒度ギャップアスファルト混合物	20				V-64AG					
ポーラスアスファルト混合物	20			V-21						
ポーラスアスファルト混合物	13			V-22						
名高速型ポーラスアスファルト混合物	13			V-22M						

- ・愛知県型スラグ入りとは、溶融スラグを含有したアスファルト混合物で愛知県リサル資材評価制度(あいくる)で認定された混合物に限る。
- ・名古屋市型スラグ入りとは、名古屋市緑政土木局の「土木工事標準仕様書」、「工事仕様書」および「JIS A 5032」に適合した「溶融スラグ」(鳴海工場および五条川工場)を含有した混合物に限る。
- ・R-03AN5, R-05AN5 は、名古屋市「ポリマー改質型再生アスファルト混合物特記仕様書」による。

- ・特別対策混合物とは、原則としてポリマー改質アスファルトを用いて対策を行った混合物を示す。
- ・「50回」「75回」とは、マーシャル供試体作製の突固めの回数を示す。
- ・最大粒径の「F」とは、フィラーを多くしていることを示す。
- ・「V」は一般混合物を示し、「R」は再生混合物を示す。また、「A」は75回突固めの混合物を示す。
- ・「p」とは、溶融スラグなど他産業再生資材を使用した混合物を示す。
- ・「M」「N」「G」「I」とは、ローカル混合物を示し、「M」は名高速仕様、「N」は名古屋市仕様、「G」は岐阜県仕様、「I」は愛知県仕様である。

(事前審査項目)

第3条 要領第6条の細則に定める項目とは、次号の通りとする。

一 一般混合物の事前審査項目

- 1) 混合物に使用する原材料(砕石、砂、石粉、アスファルト等)の試験結果の審査
- 2) 混合物の室内配合設計結果および現場配合設定結果の審査(配合比率、粒度、マーシャル特性値、理論最大密度、基準密度、混合温度等)
- 3) 混合物の供試体の試験結果の審査(マーシャル特性値、密度、粒度、アスファルト量、および必要に応じて残留安定度、ホイールトラッキング試験による動的安定度等)
- 4) 混合所の設備に関する審査(プラント機構および設備、貯蔵設備等)
- 5) 立会審査結果の審査
- 6) アスファルト混合所立入調査結果の審査
- 7) 認定取り消し後再申請時の改善報告の審査

二 再生混合物の事前審査項目

- 1) 補足材(砕石、砂、石粉、新アスファルト、再生用添加剤等)の試験結果の審査
- 2) 再生骨材についての材料試験結果の審査(粒度、旧アスファルト量、旧アスファルトの針入度または圧裂係数、骨材の微粒分量等)
- 3) 再生混合物の室内配合設計結果および現場配合設定結果の審査(再生骨材、配合率、粒度、再生アスファルト設計針入度または設計圧裂係数、回収アスファルトの針入度、旧アスファルト量、新アスファルト量、添加剤添加量、設計再生アスファルト量、マーシャル特性値、理論最大密度、基準密度、混合温度等)
- 4) 再生混合物の供試体の試験結果の審査(マーシャル特性値、密度、粒度、アスファルト量および必要に応じて残留安定度、ホイールトラッキング試験による動的安定度等)

- 5) 再生アスファルト混合所の設備に関する審査(プラント機構および設備、貯蔵設備等)
- 6) 再生骨材に関する日常管理試験結果の審査(粒度、旧アスファルト量、旧アスファルトの針入度または圧裂係数、骨材の微粒分量等)
- 7) 立会審査結果の審査
- 8) 再生アスファルト混合所立入調査結果の審査
- 9) 認定取り消し後の、再申請時の改善報告の審査

(申請混合物)

第4条 要領第8条1項の細則に定める混合物とは、第2条の表-1及び要領5条1項二号のとおりとするが、次号は別の混合物として取り扱うものとする。

- 一 同じ骨材配合の混合物で使用するストレートアスファルト、再生アスファルトの設計針入度または設計圧裂係数の異なる混合物
- 二 改質アスファルトの種類又はメーカーの異なる混合物
- 三 骨材配合などの異なる混合物
- 四 耐流動対策混合物で動的安定度基準値が異なる混合物
- 五 耐流動対策混合物で耐水性を有する混合物
- 六 ポーラスアスファルト混合物で動的安定度基準値が異なる混合物

2. 前項の別の混合物として取り扱うときは、次号により記号で区別する。

- 一 前項の一号から三号の記号による区別
混合物記号に「a」「b」「c」等をつける(例:V-05A,V-05Aa,V-05Ab)
- 二 前項の四号及び六号の記号による区別
動的安定度1,500回/mm以上の場合 混合物記号とする(例:V-21)。
動的安定度3,000回/mm以上の場合 混合物記号の末尾に「3」を付ける(例:V-213)。
動的安定度4,000回/mm以上の場合 混合物記号の末尾に「4」を付ける(例:V-214)。
動的安定度5,000回/mm以上の場合 混合物記号の末尾に「5」を付ける(例:V-215)。
- 三 前項の五号の記号による区別
混合物記号に「W」をつける(例:V-07AW)

(申請方法)

第5条 要領第8条1項の細則に定める申請方法とは、次号の通りとする。

- 一 申請受付期間は、審査事務局が認定までに要する期間を考慮し、定めるものとする。
- 二 申請回数は、1混合所当たり年1回を基本とする。但し、特別な事由のある場合は、予め審査事務局に届け出て申請を行うことができるものとする。

三 「アスファルト混合物事前審査申請書(様式については別途定める)」を審査事務局に提出するものとする。

(原材料の変更および混合所の新築・改築)

第6条 要領第8条2項一号の細則に定める原材料の変更及び二号の混合所の新築・改築とは、次号の通りとする。

- 一 原材料の変更とは、粗骨材、細骨材、フィラー及びアスファルトの変更とする。
なお、天然の細骨材については、申請時の2種類使用のうち1種類のみ変更の場合は除く。
- 二 混合所の新築・改築とは、製造した混合物の性状に影響を与える箇所(製造能力の変更、ふるい方式、ホットビン、ミキサ、再生骨材用ドライヤ)とする。

(書類等依頼)

第7条 要領第8条3項の細則に定める審査用書類および供試体等の依頼とは、「アスファルト混合物事前審査用書類(様式については別途定める)」、「確認試験用供試体等送付依頼書(様式については別途定める)」及び申請者が作成する書類一式である。

2. 前項の申請者が作成する書類とは、次号の通りとし、様式については別途定めるものとする。

- 一 一般混合物の申請時の書類
 - 1) 使用骨材試験成績表、使用アスファルト試験成績表
 - 2) アスファルト混合物配合設計表
 - 3) 混合所設備調査表
- 二 再生混合物の申請時の書類
 - 1) 再生混合物用骨材試験成績表、再生アスファルト試験成績表
 - 2) 再生混合物配合設計表
 - 3) 再生混合物現場配合設定表
 - 4) 再生骨材品質管理結果一覧表
 - 5) 再生混合物混合所設備調査表

(立会調査員)

第8条 要領第9条1項の細則に定める立会調査員とは、次号の通りとする。

- 一 立会調査員は、立入調査部会の部会員とする。
- 二 立会調査員は、原則として1混合所当たり2名以上で編成するものとする。
- 三 所属する会社のアスファルト混合所への立会審査を行うことはできないものとする。

(立会審査項目)

第9条 要領第9条2項の細則に定める項目とは、次号の通りとする。

- 一 認定条件(計量器の検定、温度計の検定、コールドフィーダのキャリブレーション)の実施状況確認
- 二 申請混合物の提出書類の確認
- 三 混合所設備および試験室設備の調査確認
- 四 使用材料の確認
- 五 混合物の製造状況確認
- 六 自主管理実施状況の確認
- 七 申請混合物の確認試験用供試体等の確認
- 八 申請混合物の採取(1~2種類)によるサンプリングおよび確認試験用供試体の作製立会
- 九 確認試験用供試体の梱包、封印の立会

(留意事項の通知)

第10条 要領第9条3項及び要領第16条1項7号の細則に定める留意事項とは、立会審査は一号から四号の通りであり、立入調査は一号から三号の通りとする。

- 一 実施勧告 : 必ず実施しなければならない事項で、守らなければ原則として認定取消しとなる。
- 二 改善指導 : 企業努力として改善を実施すべき事項で、複数回(2回連続)改善指導しても改善されない場合は、原則として実施勧告とする。
- 三 助言 : 立入調査部会員の参考意見である。
- 四 認定条件 : 認定の条件に関する事項で、実施されなければ認定しない。

2. 前項の区分の内容詳細は別表の自主管理留意事項区分の通りとする。

(立会審査結果の報告)

第11条 要領第9条4項の細則に定める立会審査結果とは、第9条に定める項目の状況の他、次号の通りとする。

- 一 サンプリング用混合物の製造状況
- 二 サンプリングの状況(混合物、材料)
- 三 供試体の作製状況
- 四 サンプリング用混合物の現場配合設定書との照合結果
- 五 混合所設備調査表との設備照合結果

(合否判定基準)

第12条 要領第11条の細則に定める判定基準とは、一般混合物については一号及び二号の認定条件、再生混合物については一号及び三号の認定条件を全て満足するものを認定できるものとする。

一 認定条件

- 1) 計量器の定期検定が行われ、その記録が保管されていること。
- 2) キャリブレーションカーブが設定され、その記録が保管されていること。
- 3) 各温度計の定期検定が行われ、その記録が保管されていること。
- 4) 不正及び不誠実な行為がないこと。

二 一般混合物の認定条件

1) 粒度およびアスファルト量 (確認試験用供試体)

・現場配合の粒度に対して

瀝青安定処理混合物の場合	: 2.36mm ; ± 8.5%	75 μm ; ± 3.5%
加熱アスファルト混合物の場合	: 2.36mm ; ± 7.0%	75 μm ; ± 3.0%

・現場配合のアスファルト量に対して

瀝青安定処理混合物の場合	: - 0.7%以上
加熱アスファルト混合物の場合	: ± 0.5%

2) マ - シャル試験基準値 (確認試験用供試体)

「舗装設計施工指針」(平成18年2月 日本道路協会編)で規定するマ - シャル安定度試験基準値を満足すること。

なお、空隙率、飽和度については、小数第一位まで求め判定する。

3) ホイ - ルトラッキング試験の基準値 (確認試験用供試体)

・耐流動対策混合物の動的安定度 (D S 値) については、以下の3種類とする。

: 1,500回 / mm以上 ; 3,000回 / mm以上 ; 5,000回 / mm以上

・ポ - ラアスファルト混合物の動的安定度 (D S 値) については、以下の4種類とする。

: 1,500回 / mm以上 ; 3,000回 / mm以上 ; 4,000回 / mm以上 ; 5,000回 / mm以上

4) 製造設備

混合物が所定の品質を確保し連続して製造、出荷できる製造設備であること。

5) 自主管理

自主管理を実施し、所定の品質を確保できること。

三 再生混合物の認定条件

1) 再生骨材 (配合設計時試験デ - タ)

・旧アスファルト含有量 : 3.8%以上

・旧アスファルトの針入度 (25 1/10mm) : 20 以上

圧裂係数 (MPa/mm) : 1.70 以下

} どちらか

- ・骨材の微粒分量 : 5 %以下
- 2) 再生混合物の粒度および再生アスファルト量 (確認試験用供試体)
 - ・現場配合の粒度に対して
 - 再生加熱アスファルト安定処理混合物の場合 : 2.36mm; ±8.5%、75 μm; ±3.5%
 - 再生加熱アスファルト混合物の場合 : 2.36mm; ±7.0%、75 μm; ±3.0%
 - ・現場配合の再生アスファルト量に対して
 - 再生加熱アスファルト安定処理混合物の場合 : - 0.7%以上
 - 再生加熱アスファルト混合物の場合 : ±0.5%
- 3) 再生混合物のマ - シャル試験基準値 (確認試験用供試体)
 - 「舗装再生便覧」(平成22年版 日本道路協会編)で規定するマ - シャル安定度試験基準値を満足すること。
 - なお、空隙率、飽和度については、小数第一位まで求め判定するものとする。
- 4) ホイールトラッキング試験基準値 (確認試験用供試体)
 - R-03AN5, R-05AN5の動的安定度(D S 値)は、5,000回/mm以上とする。
- 5) 製造設備
 - 混合物が所定の品質を確保し連続して製造、出荷できる製造設備であること。
- 6) 自主管理
 - 自主管理を実施し、所定の品質を確保できること。
- 2. 同一時期に同一混合所で申請された混合物の全確認試験の数に対し、前項の判断基準を満たさない数の割合が35%以上のとき、その混合所より申請された混合物は全て不合格とする。
- 3. 更新のための申請時における1項の合否は、原則として要領第20条1項一号口のグループ毎に判定するものとする。

(確認試験内容)

- 第13条 要領第20条1項一号イ及びロの細則に定める確認試験とは、マーシャル安定度試験、抽出試験及びホイールトラッキング試験による動的安定度試験である。
2. 要領第20条1項二号の細則に定める確認試験とは、マーシャル安定度試験及び抽出試験である。
3. 1項のホイールトラッキング試験による動的安定度試験は、ポーラスアスファルト混合物及び耐流動対策混合物を対象とする。

(更新申請時の確認試験)

- 第14条 要領第20条1項一号ロの細則に定める混合物のグループ毎とは、原則、下表の通りとする。なお、R-03AN5, R-05AN5はグループには含めない。

一般混合物のグループ	再生混合物のグループ
アスファルト安定処理混合物 V-01, V-01N	1 再生アスファルト安定処理混合物 R-01, R-01N, Rp-01I, Rp-01N
粗粒度アスファルト混合物 V-02, V-02A, V-03A	2 再生粗粒度アスファルト混合物 R-02, R-02A, Rp-02I, Rp-02AI, Rp-02N, Rp-02AN
密粒度・細粒度アスファルト混合物 V-04, V-04A, V-05A, V-06, V-06A, V-07A, V-63G, V-08, V-08A	3 再生密粒度・細粒度アスファルト混合物 R-04, R-04A, R-06, R-06A, R-63G, R-08, R-08A, Rp-04I, Rp-04AI, Rp-06I, Rp-08I, Rp-04N, Rp-04AN, Rp-06N, Rp-06AN
開粒度アスファルト混合物 V-10, V-10A, V-11	4 再生開粒度アスファルト混合物 R-10, R-10A
密粒度キヤップアスファルト混合物 V-09, V-09A, V-17, V-17A, V-60AN, V-64AG	5 再生密粒度キヤップアスファルト混合物 R-09, R-09A
寒冷地用密粒・細粒度アスファルト混合物 寒冷地用密粒・細粒度キヤップアスファルト混合物 V-12, V-14, V-30, V-31, V-32	6 再生寒冷地用密粒・細粒度アスファルト混合物 再生寒冷地用密粒・細粒度キヤップアスファルト混合物 R-12, R-14, R-30, R-31, R-32
ポーラスアスファルト混合物 V-21, V-22, V-22M	

(確認試験の特例)

第15条 要領第20条 1 項一号口の細則の定めとは、耐流動性混合物及びポーラスアスファルト混合物については、第 1 2 条 1 項二号 3) に定める動的安定度 (DS 値) の種類で第 1 4 条に定めるグループ毎に、代表混合物を1種類選定し、ホイールトラッキング試験を行うものとする。

(確認試験用混合物の採取)

第16条 要領第20条 3 項の細則に定める混合物の採取とは、混合所で混合した現場配合の混合物について、試験法便覧「G026⑤アスファルト混合物のサンプリング方法」によるものとする。

2 . ホイールトラッキング試験用の供試体が作製できない混合所は、供試体作製の材料を次号によりサンプリングする。

- 一 粗骨材：現場配合率による必要量採取
- 二 細骨材：現場配合率による必要量採取。なお、バッチ式の場合はホットビンから、連続式の場合はコールドビンから採取するものとする。
- 三 石粉：石粉サイロ、石粉エレベ - タまたは石粉計量ビンのいずれからか現場配合率による必要量採取
- 四 ダスト：回収装置より採取
- 五 バインダ - ：アスファルトタンクから現場配合率による必要量採取
- 六 その他：現場配合率による必要量採取

(確認試験用供試体の個数)

第17条 要領第20条 3 項の細則に定める個数とは、次号の通りとする。[平成 1 9 年 6 月 日本道路協会編「舗装調査・試験法便覧」(以下、試験法便覧という)による]

- 一 マ - シャル安定度試験用供試体 : 1 つの混合物に対し 3 個とする。
- 二 抽出試験用混合物試料 : 1 試料当たり 1,000 ~ 1,100 g とし、1 つの混合物につき 3 試料採取。なお、各試験機関の試験機(器)の種類により試料重量を設定する。
- 三 ホイールトラッキング試験用供試体等 : 1 つの混合物に対し 3 個とする。

(確認試験用供試体等の作製方法)

第18条 要領第20条 3 項の細則に定める作製方法とは、次号の通りとする。

- 一 マ - シャル安定度試験用供試体は、第16条 1 項によりサンプリングした混合物を用い、試験法便覧「B001㊦マ - シャル安定度試験方法」により作製するものとする。
 - 二 抽出試験用試料の準備は、第16条 1 項によりサンプリングした混合物を用い、試験法便覧「G028㊦アスファルト抽出試験方法」により試料を準備するものとする。
 - 三 ホイールトラッキング試験用供試体は、第16条 1 項によりサンプリングした混合物を用い、試験法便覧「B003㊦ホイールトラッキング試験方法」により作製するものとする。
- 2 . 前項三号の供試体が作製できない混合所は、ホイールトラッキング試験の実績のある試験機関で第16条 2 項によりサンプリングした材料から供試体を作製するものとする。

(確認試験用供試体等の梱包)

第19条 要領第20条の 3 項の細則に定める梱包とは、次号の通りとする。

- 一 マ - シャル安定度試験用供試体は、輸送中に变形あるいは崩壊しないように 1 個 1 個適切な仕切り又は梱包を行い、適当な大きさのダンボール箱にまとめて梱包するものとする。
- 二 抽出試験用混合物試料は、放冷した後、試料の全量を適当な大きさの離型紙で包むか、またはビニール袋に入れた後、ダンボール箱に入れ梱包するものとする。
- 三 ホイールトラッキング試験用供試体は、輸送中に变形あるいは崩壊しないように厚手の合板等で上下を挟みガムテープ等で巻き立てて梱包するものとする。

(確認試験用供試体等の封印)

第20条 要領第20条 3 項の細則に定める封印とは、一号から三号により供試体等にラベルを貼り、立会審査や立入調査において立入調査部会員の立会のもと、供試体等を段

ボールに入れ取り出し口を四号により封印するものとする。

- 一 マ - シャル安定度試験供試体は、「貼付ラベル（様式については別途定める）」に必要事項を記入の上、これを各マ - シャル安定度試験供試体の表面に貼るものとする。
- 二 抽出試験用混合物試料は、「貼付ラベル（様式については別途定める）」に必要事項を記入の上、これを試料を入れた袋の表面に貼るものとする。
- 三 ホイールトラッキング試験用供試体は、「貼付ラベル（様式については別途定める）」に必要事項を記入の上、これを供試体の表面に貼るものとする。
- 四 封印は、必要事項を記入した「封印紙（様式については別途定める）」を取り出し口に貼るものとする。

（確認試験の試験項目）

第21条 要領第20条4項の細則に定める試験項目とは、次号の通りとする。

- 一 マ - シャル安定度試験
- 二 アスファルト抽出試験
- 三 抽出後の骨材ふるい分け試験
- 四 ホイ - ルトラッキング試験

（確認試験の試験個数）

第22条 要領第20条4項の細則に定める試験個数とは、次号の通りとする。

- 一 マ - シャル安定度試験は、1混合物に対して3個の試験を行い、その平均値でマ - シャル特性値を評価するものとする。
- 二 抽出試験は、抽出試験用供試体3個の試料について試験を行い、その平均値で評価するものとする。
- 三 ホイ - ルトラッキング試験は、1混合物に対して3個の試験を行い、その平均値で評価するものとする。

（確認試験の試験方法）

第23条 要領第20条4項の細則に定める試験方法とは、次号の方法の通りとする。

- 一 マ - シャル安定度試験は、試験法便覧「B001 ①マ - シャル安定度試験方法」によるものとする。

- 二 アスファルト抽出試験は、試験法便覧「G028 ・アスファルト抽出試験方法」のソックスレ - 抽出法あるいは遠心分離法によるものとする。
- 三 抽出後の骨材ふるい分け試験は、試験法便覧「A003 ㊟㊿骨材のふるい分け試験方法 (JIS A 1102に準拠)」によるものとする。
- 四 ホイ - ルトラッキング試験は、試験法便覧「B003 ㊟ホイ - ルトラッキング試験方法」によるものとする。

(確認試験結果の提出)

第24条 要領第20条5項の細則に定める確認試験結果とは、次号の通りとする。

- 一 アスファルト混合物密度試験結果
- 二 マ - シャル安定度試験結果
- 三 アスファルト抽出試験結果
- 四 抽出後の骨材ふるい分け試験結果
- 五 ホイ - ルトラッキング試験結果

(付 則)

要領細則は、平成 9年 4月 1日施行
平成17年 4月 1日改定
平成20年 2月13日改定
平成21年 3月 6日改定
平成22年11月12日改定
平成23年 8月23日改定
平成23年11月16日改定
平成24年 2月22日改定
平成26年 5月21日改定
平成29年 8月23日改定

別表 自主管理留意事項区分（立会審査および立入調査における指摘）

種別	事項	指摘事項の内容	確認方法	改善期間	ペナルティ	確認時期
実施勧告	必ず実施しなければならない事項	<ul style="list-style-type: none"> 社内作業標準書は整備されているか 自主管理データは管理、保存されているか その他 	社内作業標準書の確認 管理データの確認	混合所は改善計画書を提出し、直近の委員会までに処置報告書を提出	守られない場合は原則として認定取消し	次回の立入調査時または、立会審査時
改善指導	企業努力として実施した方がよい事項	<ul style="list-style-type: none"> 細骨材ストックヤード（特に砂）の雨水対策はとられているか 骨材種別毎に正常に貯蔵されているか 骨材ホッパ内の骨材が混じり合っていないか ストックヤードに異物の混入がないか ストックヤードの水はけはよいか 土取場（砕石場等）の調査記録はあるか スクリーニングス、還元ダスト等の配合は適切か 機械設備は整備されているか 試験室は効率よく作業ができる状態か その他 	目視 目視 目視 目視 目視 写真による確認 配合設計書の確認 機械点検表による確認 目視	委員会までに処置報告を提出	場合によっては認定取消し（複数回（2回連続）改善指導しても改善されない場合は、原則として実施勧告とする）	次回の立入調査時または、立会審査時
助言	立入調査部会員の参考意見	<ul style="list-style-type: none"> 場内の整理整頓ができているか 油がこぼれていないか 水たまりがないか その他 	目視（3箇所）			次回の立入調査時または、立会審査時
認定条件（立会審査）	実施されないと認定しない事項	<ul style="list-style-type: none"> 計量器の定期点検 キャリブレーションの実施 各温度計の定期点検 	計量器検定記録の提出 キャリブレーションカードの提出 温度計検査記録の提出	委員会までに提出する	守られない場合は認定しない	委員会時

注）委員会とは、アスファルト混合物事前審査委員会をいう。